

公益財団法人東京都スポーツ協会表彰審査委員会規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人東京都スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第40条の規定に基づいて設置する表彰審査委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

第2章 審査事項

第2条 委員会は次の各号に定める表彰について、表彰候補者が被表彰者として適用であるか否かを審査するものとする。

（1）協会表彰規程第2条の区分に基づく表彰

ただし、協会表彰規程第2条（3）から（6）までの表彰区分については、国民スポーツ大会における成績によるものであるため、この限りではない。

（2）東京都表彰規程に基づくスポーツ振興功労者、スポーツ振興功労団体、スポーツ功労者及びスポーツ功労団体の表彰

（3）文部科学大臣表彰（生涯スポーツ功労者、生涯スポーツ功労団体）

（4）公益財団法人日本スポーツ協会が実施する表彰

（5）その他この委員会が特に必要と認めた表彰

第3章 委員構成

第3条 委員会は協会の理事長を委員長とし、副理事長、専務理事並びに競技力向上委員会委員長及び体育大会委員会委員長の職にある理事をもって構成する。

第4章 委員会

第4条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職を代行する。

第5条 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ開会することができない。

2 委員会の議事は出席委員の過半数で決定し、可否同数の時は委員長が裁決する。

3 表彰候補者と利害関係を有する委員は、当該事案の審議に加わることはできない。

第5章 補 則

第6条 この規程は協会の理事会の議決によって変更することができる。

附 則

この規程は、理事会決定の日（平成23年10月27日）から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人東京都体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月10日理事会議決により一部改正。

附 則

この規程は、平成30年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月4日理事会議決により一部改正。令和6年4月1日から施行する。